

「特例金利」に断固反対する声明

2006年9月 日

近畿司法書士会連合会
理事長 島田雄三

1. 出資法の上限金利の引き下げにあたっては、短期・小口・事業者用融資等、いかなる特例措置の導入にも反対する。
2. 貸金業規制法改正後の利率適用は、直ちに全て例外なき適用を実現させるべきである。経過期間を置くこと等、多重債務被害の放置を招く経過措置を設けることに反対する。
3. 実質的な利上げとなる金利区分の変更には反対する。

貸金業規制法等の改正案が報道により明らかになった。出資法の上限金利引き下げは改正法施行1年後から更に3年間の経過措置を設定し、更にその後も消費者金融については「50万円・1年」で3社まで、事業者法人向けについては「3カ月・500万円」で1社の、年率28%の「特例金利」を5年間設ける方向で検討しているとのことである。

金融庁案によれば、施行後3年間の経過措置期間には、「利息制限法の上限を超える金利は支払い義務がない」旨契約書に記載するよう義務化するとされている。このようなことが認められれば、利息制限法を超える高利を合法的に取得する道を貸金業者に与えることになり、今以上に経済的弱者を追いつめることになるのは必定である。

本来、利息制限法は経済的弱者を擁護すべき強行法規である。利息制限法を蔑ろにしてきた貸金業規制法第43条(グレーゾーン金利)には法的欠陥のあることが最高裁判決により既に明らかである。過去、このグレーゾーン金利により、如何に多くの経済的弱者を極限状態に追いやってきたかに思いをめぐらし、今こそ、利用者が生活・事業破綻をすることなく安心して返済できる健全な金利設定について検討すべきである。「特例金利」が認められれば、さらに多くの経済的弱者が犠牲になることは明白である。

当連合会は「特例金利」に断固反対し、特例無き金利引き下げが早急になされることを強く求めるものである。